

所得税

確定申告の必要な人

〔自営業などの人の場合〕
 事業所得（商業、工業、農業、
 医業など）や不動産所得（地代、
 家賃など）がある人で、昭和五十
 七年中の所得の合計額が、所得控
 除の合計額より多い人。
 所得控除は——基礎控除（二
 十九万円）＋配偶者控除（二十九
 万円）＋扶養控除（一人につき二
 十九万円）＋社会保険料控除（生
 命保険料控除）をいいます。
 〔サラリーマンの場合〕
 サラリーマン（給与所得者）は
 普通、勤務先で年末調整を行い税
 金の精算をしますので、確定申告

税務課では申告期間中、各地区
 で相談所を開き、申告の相談を受
 けます。期限近くには大変ごみあ
 いますので、できるだけ自分の地
 区の相談日に申告を済ませてくだ
 さい。
 なお、申告の必要な人のところ
 へは、申告用紙が二月十日ごろま
 でに送られます。新たに開業して
 用紙が必要という人は、税務課へ
 請求してください。申告書には最低
 限、住所・氏名・生年月日・扶養
 親族などをあらかじめ記入してお
 いてください。

をする必要はありませんが、昨年
 中の所得額が、次に該当する人は
 しなければなりません。
 ①給与の年間収入額が一千万円を
 超える人
 ②給与所得や退職所得以外の、い
 ろいろな所得（家賃、原稿料など）
 合計が、二十万円を超える人
 ③二か所以上のところから給与を
 受けている人で、年末調整された
 給与以外の額が二十万円を超える
 人。
 なお、②③の場合、二十万円以
 下の人は市・県民税の申告が必要
 となります。
 〔譲渡所得のある場合〕
 昨年中に土地や建物を売った人。

サラリーマンでも
 確定申告をすれば税金の戻る人も

サラリーマンでも確定申告をす
 ると、所得税がもどることもあり
 ます。
医療費をたくさん支払ったとき
 病気やケガをして医療費をたく
 さん支払ったときは、五万円か所
 得の五割の金額の、どちらか少な
 い方の額を超える金額（最高二百
 万円）を医療費控除として、所得
 から控除できます。この場合の医
 療費は、保険などで補てんされた
 金額を差し引いたものです。
マイホームを建てたとき
 床面積や年間所得などの一定の
 条件にあてはまる、自分が住む住
 宅を新築したり、新築住宅を買っ
 たとき、既存住宅（中古住宅）を買
 ったときは、三年間、住宅取得控
 除が受けられます。
年の途中で退職したとき
 年の途中で勤めをやめ、その後
 は、再就職をしなければ、年
 末調整を受けていない人。
災害や盗難にあつたとき
 災害や盗難などによって、住宅
 や家財などに被害を受けた人。被
 害金から保険金などで補てんされ
 た額を差し引いた額が、所得の十

おしらせ

市税の
 未納はありませんか

市税の納期は、保険税の六期
 分（二月二十八日納期）を残す
 だけとなりましたが、未納の市
 税がありましたら、早目に納め
 てください。
 税金は、納期内に納めない
 と督促手数料や延滞金などがつき
 ムダな費用を納めなくてはなら
 なくなりますが、差し押さえ、財産
 引き揚げ、公売などの措置にも
 つながります。
 やむを得ない事情がある人は

市・県民税

申告の必要な人

今年一月一日現在白根市に住
 み、五十七年分の「所得税の確定
 申告をしない人」で、次のどれか
 一つに該当する人。
 ①農業、商業、工業、サービ
 ス業などの事業所得があつた人
 ②給
 与以外に地代・家賃・配当・譲渡
 などの所得のあつた人
 ③二か所以
 上から給与（年金、恩給を含む）
 を受けた人
 ④所得税の源泉徴収を
 受けなかった家事手伝い・内職者

贈与税の申告

「家を建てる時資金不足で親
 から二百万円もらった」。こ
 んな場合、贈与税がかかります。
 贈与税は、人から財産をもらっ
 たときに、もらった人にかかる税
 金です。贈与税の基礎控除は六十
 万円です。贈与税の基礎控除は六十
 万円を超えたら、一年間にもらった
 財産の価格を合計して、それが六
 十万円を超えたら、贈与税
 の申告をしなければなりません。

・日雇者など⑤市に給与支払報告
 書を出していない事業所から給
 与を受けた人
 ⑥五十七年分の年末
 調整で、控除を受けなかった扶養
 控除や医療控除を受けようとする
 人
 ⑦五十七年に中途退職した人
申告をしなくてもよい人
 ①所得税の確定申告をした人
 ②
 給与所得のみで、勤務先から市へ
 給与支払報告書が提出されている
 人

行を超える場合には、その額が雑
 損控除として受けられます。
手続きは税務課で早めに
 これらの還付申告については、二
 月十六日前からでもできます。
 税務課にある「給付所得者の還
 付申告用紙」に必要な事項を記入し、
 それぞれの領収書や証明書を添付
 して申告してください。

79万円超	受けられない	かか
79万円以下	受けられる	かからない
パート収入	夫の所得から 配偶者控除が	パート収入 に所得税が

パート
 タイム
 79万円を超えると所得税が

最近、パートタイムで働く主婦
 が多くなっています。しかし、そ
 の収入と税金の関係を知っている
 人は、少ないようです。
 パート収入は、通常給与所得と
 なりますが、年収と所得税や夫の
 配偶者控除との関係（基礎控除の

みで他の控除がない場合は、次
 の表のとおりです。ご注意ください。

相談日と当日必要なもの

* 譲渡所得関係

対象	相談日	時間	会場
市内全域	2月16日 ~18日	午前9時30分 ~午後4時	市役所4階 大会議室

* 営農所得関係（21日、22日は税理士の無料相談日）

対象	相談日	時間	会場
市内全域	2月21日 ~25日	午前9時30分 ~午後4時（21日、22日は午前10時 時から）	市役所4階 大会議室

* 所得税の農業所得関係と市・県民税関係

対象	相談日	時間	会場
新飯田地区	2月16日	午前9時30分 午後4時	飯田地区 城一 新生活七 地タ
庄瀬地区	2月17日・18日		庄瀬地区 城一 新生活七 地タ
茨曾根地区	2月21日		茨曾根地区 城一 新生活七 地タ
小林地区	2月22日・23日		小林地区 城一 新生活七 地タ
白井地区	2月24日・25日		白井地区 城一 新生活七 地タ
大郷地区	2月28日・3月1日		大郷地区 城一 新生活七 地タ
鷲巻地区	3月2日・3日		鷲巻地区 城一 新生活七 地タ
根岸地区	3月7日・8日	根岸地区 城一 新生活七 地タ	
白根地区	(所得税) 3月4日 (市・県民税) 3月4日・5日 9日・10日・11 日・14日・15日		市役所4階 大会議室

* 贈与税関係（申告は2月1日からも受け付けています）

対象	相談日	時間	会場
市内全域	2月8日	午前9時30分 ~午後4時	市役所4階 大会議室

●申告用紙●印鑑●源泉徴収票か給与支払報告書●国民健康保険税・国民年金・農業者年金保険料の領収書
 ●証明書●生命保険料などの証明書●医療費、雑損控除を受ける人は医療費の領収書、又は被害の証明書
 ●小規模企業共済等掛金控除・損害保険料控除などを受ける人は、その支払い証明書●身障者は手帳

納税は
 便利な口座振替で

納税の口座振替制度が好評で
 す。納めに行く手間や納期を忘
 れることもなく大変便利です。
 この機会にぜひご利用ください。
 手続き、ご相談は市内の各農
 協、金融機関の窓口へ。なお、
 昨年从小須戸、月鴻、酒屋、
 大野の第四、北越、新潟相互、
 大光相互、新潟信用金庫、協栄
 信用組合の各支店でも取り扱っ
 ています。

償却資産の申告・大
 農機具などの申告書の
 提出は、お済みでしょうか

●償却資産の申告期限は、一月
 三十一日まででしたが、まだ申
 告の済んでいない人は、急いで
 税務課で手続きをしてください。
 なお、資産の異動（増減）が
 なかつた人でも、その旨を申告
 書に記載して提出してください。
 ●農業所得のある人には、事前
 に大農機具や特別経費などにつ
 いての申告書を提出してもらっ
 ています。まだ提出していな
 い人は、税務課へ提出してくだ
 さい。

